## 保育園等入園にあたっての確認書

確認欄	下記の内容を確認の上、確認欄にチェック☑し、署名欄に署名をお願いします。
	申込内容に虚偽があった場合は、入園内定及び決定を取り消します。
	入園決定は申し込み順ではありません。 勤務時間や家庭の状況等により調整し、優先順位をつけて決定します。
	定員に対して申請者が多い場合、入園できなかったり、きょうだい同園を希望しても別々になる可能性があります。
	障がい、重い食物アレルギー、発育に心配のあるお子さん、医療的配慮を必要とするお子さんなど、特別な支援が必要な場合は、事前にご相談ください。
	保護者及び世帯員の資産、収入及び課税の状況、保育に係る要件(就労、就学、出産等)、申請にかかるお子さんの世帯状況や発育・発達状況(傷病、障害及び市が行う健診の結果等)等について、関係機関等に幼児教育課及び園が確認することがあります。
	入園後、お子さんが園に慣れるまでは、短い時間から徐々に通常の保育時間にしていく「ならし保育」の期間 があります。
	世帯の状況に変更が生じた場合(転居・婚姻・離婚・弟妹の出生・祖父母の同別居等家族の増減等)は、「教育・保育給付認定変更申請(届出)書」の提出が必要です。
	就労先、勤務時間、雇用期間等、就労の状況が変わったときは就労証明書の再提出が必要です。 また、勤務時間の変更により保育時間が変わる場合は、「教育・保育給付認定変更申請(届出)書」の提出が 必要です。
	利用者負担額(保育料)は1カ月単位です。(日割りはできません。)
	利用者負担額(保育料)・給食費は毎月お支払いください。滞納がある世帯は、きょうだいの入園申請において他の申請者が優先となる場合があります。
	利用者負担額(保育料)等に必要な税額が確認できない場合(未申告等)、利用者負担額(保育料)は最高額で決定します。申告又は所得更生等をした場合は、連絡が必要です。
	内定した園を辞退する場合は、必ず入園月の前月末までに内定辞退届の提出が必要です。 また、入所調整が不要で申請を取り下げる場合は、取下げ届の提出が必要です。
	求職活動の場合、お子さんが入園してから3か月以内に就労し、「教育・保育給付認定変更申請(届出)書」と 就労証明書の提出が必要です。
	育休から復職する場合、お子さんが入園した翌月末までに復職し、復職したことの記載がある就労証明書の 提出が必要です。
	保育の認定基準に該当しなくなった場合、退園となります。また、正当な理由がなく保育園等への登園が1月以上確認できない場合も、保育の必要性がないと判断し、退園となります。
	ひまわり保育園大仁分園及び小規模保育所で、卒園後も引き続き保育園・こども園を希望する場合は、新規の入園となります。その場合は、入所調整により入園者を決定するため、必ず入園が決まるわけではありません。
	入園申請にあたり、本確認書について確認しました。
	令和 年 月 日
	保護者氏名